

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父、娘、亡祖母－申立人父が相続）について、平成23年3月に申立人娘及び亡祖母は避難するも申立人父は仕事の関係で避難できず家族別離が生じたこと、亡祖母は身体障害等級1級の障害及び持病を抱えていたこと、申立人娘は持病を抱えて亡祖母の介護をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、申立人娘及び亡祖母の精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）を各10万円増額することが認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人X1」という。）及び申立人X2（以下「申立人X2」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らのうち、申立人X1は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年9月〇日に死亡し、申立人X1が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人X1の知る限り、申立人X1が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）に対する和解金として金161万8700円の支払い義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金員のうち、金36万円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月21日

(仲介委員 脇 奈穂子)

別紙

損害項目	内訳	期間	金額
避難費用	避難交通費	H23.3.11～ H23.12.31	132,000
	宿泊費	H23.3.11～ H23.12.31	6,000
	一時帰宅費用	H23.3.11～ H23.12.31	62,200
生活費増加費用	家財道具購入費	H23.3.11～ H23.12.31	300,000
	二重生活に伴う生活 費増加分	H23.3.11～ H23.12.31	300,000
	自家消費野菜	H23.3.11～ H27.3.31	318,500
精神的損害 (中間指針第五次 追補分を含む)	申立人X1	H23.3.11～ H23.12.31	100,000
	申立人X2	H23.3.11～ H23.12.31	200,000
	被相続人	H23.3.11～ H23.12.31	200,000
合計			1,618,700
既払金			360,000
総合計(既払金控除後)			1,258,700